

地域密着型サービス事業所等に対する指導等について

平成 30 年 4 月から尾三地区の 5 市町（日進市、みよし市、東郷町、豊明市及び長久手市）で協定に基づき「尾三地区介護保険指定・指導事務所」を設置し、地域密着型サービス、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所の指導監督業務を共同で実施。

1 指導方針

国が定める「介護保険施設等運営指導マニュアル」等に基づき、主に次の点について関係書類の確認や担当職員へのヒアリング等を実施。

- ・利用者本位の自立支援に資するサービスが提供されているか。
- ・適正な保険給付が確保されているか。
- ・サービスに係る指定基準等が遵守されているか。
- ・高齢者虐待防止、身体拘束廃止及び業務継続計画に関して、正しい制度理解に基づいた適切な措置が講じられているか。

2 運営指導（原則 3 年に 1 回の頻度で実施）

介護保険施設等ごとに、介護サービスの質、運営体制、介護報酬請求の実施状況等の確認のため、原則、実地にて行う。指導の種類は文書指導（指摘）、口頭指導（指摘）の 2 種類がある。

指導の種類	要件	根拠の提示	改善報告
文書指導（指摘）	介護保険法令等に規定された内容に関する指摘事項	法令等、具体的かつ直接的な根拠が必要	期限を定めて改善報告を行うよう指導する
口頭指導（指摘）	介護保険法令等に規定されていないがより良い事業所運営に資する助言的内容	直接的な根拠までは求めないが、具体的な理由の説明が必要	不要

(1) 令和8年度運営指導の実施状況

- ・地域密着型サービス事業所 8事業所中 3事業所実施予定
(R8.7月現在、実施なし)
- ・居宅介護（介護予防）支援事業所 9事業所中 5事業所実施予定
(R8.7月現在、1事業所実施済み)

主な指摘事項

項目	指導の種類	指摘事項
運営	文書指導	運営規程の「虐待の防止のための措置に関する事項」について、解釈通知に沿った内容にすること。 (基準第18条【運営規程】)
		「虐待の防止」に関する指針について、解釈通知に記載のある成年後見制度の利用支援に関する事項と、苦情解決方法に関する事項の2項目が不足していたため、追記すること。 (基準第27条の2第2号【虐待の防止】)
	口頭指導	出退勤打刻について、多くの日を打刻修正によって記録している職員がいたため、可能であれば通常の打刻方法で記録すること。
		被保険者証の記録方法について、確認はしたがそのことを記録していない場合もあったため、誰が見ても確認したことが分かるよう、被保険者証のコピーや書面にて記録を残すこと。
請求	文書指導	特になし。
	口頭指導	特定事業所加算（Ⅱ）について、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会や研修等に参加していることがわかる記録を残すこと。